平成２５年（フ）第３８１号
愛知県安城市二本木新町３丁目６番地３　アップライゼツジ303、前住所愛知県知多郡武豊町字下田３番地１　由良アイテック株式会社籾山寮313号
債務者　野口　　圭
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
沖縄県糸満市字兼城782番地の６　Ｆ―28
債務者　當銘　茂樹
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４２号
島根県出雲市湖陵町大池657番地５
債務者　山上　佳浩
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第４７号
島根県出雲市宇那手町485番地
債務者　小畑　　実
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第７６０号
東京都立川市富士見町４丁目７番21号都営立川富士見町４丁目アパート２棟301号、住民票上の住所東京都八王子市明神町１丁目13番５―506号
債務者　佐野　龍一
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０１１８号
東京都多摩市永山４丁目４―22―301
債務者　吉村　忠重
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２１９号
東京都府中市押立町３丁目12―14　ニューライフマンションＦ号棟101
債務者　田邉　直寛
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２３４号
千葉県成田市水の上962―44、住民票上の住所埼玉県越谷市瓦曽根１丁目２―32
債務者　何　　美蘭
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２４４号
千葉県船橋市習志野台４丁目59―17―202
債務者　佐野　正子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２４７号
東京都練馬区旭町２丁目46―17―101
債務者　沢田　昭義
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２５３号
東京都江東区大島１丁目11―５―403
債務者　舩生　紀子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２５４号
東京都中野区弥生町４丁目９―３―201
債務者　加藤まり菜
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２５９号
東京都新宿区高田馬場３―23―３　ＯＲビル２階、住民票上の住所愛知県名古屋市千種区揚羽町２丁目26―１　ロイヤルメイツ揚羽101
債務者　北居　京子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２６０号
千葉県鴨川市宮1519―309
債務者　スマート智亜里（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２６１号
東京都練馬区大泉町２丁目８―17
債務者　鈴木　智雄
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２６２号
東京都杉並区下井草５丁目15―６―103
債務者　河原　直美
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部